

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の25第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係 (058-271-2424)
備 考：